

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

大伴旅人の香椎廟参拝：
香椎浦・志賀島との関りを軸に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學研究開発推進機構 公開日: 2026-04-10 キーワード: 大伴旅人, 香椎廟（香椎宮）, 志賀島, 海人（海部）, 香椎浦（香椎潟）, 万葉集 作成者: 土佐, 秀里 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002002086

大伴旅人の香椎廟参拝―香椎浦・志賀島との関りを軸に―

土佐 秀里

一、はじめに

万葉集卷六を見ると、大宰帥大伴旅人が府の官人らとともに「香椎廟」を参拝した折の歌が載せられている。

冬十一月、大宰の官人等、香椎廟を奉拝し、訖りて退り帰る時、
馬を香椎浦に駐めて、各々懐ひを述べて作る歌

帥大伴卿の歌一首

いざ兄等香椎の浦に白妙の袖さへ沾れて朝葉採みてむ（6―九五七）

大式小野老朝臣の歌一首

時つ風吹くべくなりぬ香椎浦潮干の渾に玉藻茹りてな（九五八）

豊前守宇努首男人の歌一首

往き還り常に我が見し香椎瀬明日ゆ後には見む縁もなし（九五九）

題詞には「各々懷ひを述べて作る歌」とあるが、「明日以後はもうこの景色を見る機会はない」という宇努首人の歌は述懐であるとしても、旅人の「袖さへ沾れて朝葉採みてむ」とか、小野老の「潮干の浜に玉藻茹りてな」といった呼びかけは、どう見ても個人的心情の述懐ではない。そもそも夏ならともかく旧暦十一月の真冬の海で、海人でもないのに官人たちが海藻を刈ろうとすること自体が（いくら歌の上での戯れだとは言っても）異様な状況だと言わねばなるまい。時季外れとしか思えないこの題材選択の奇妙さは、香椎廟参拝という契機と、「香椎浦（香椎瀬）」という場所にその理由があるのではないか。

やはり「香椎廟」とは何であるかが明らかにされねばならない。奈良時代において「廟」と称される施設はこの香椎廟だけである。しかも諸書に記される香椎廟祭祀の開始時期は右の歌群の成立時期にきわめて近接しているので、大宰府の高官たちが揃って香椎廟を参拝したことにも特別な意味があったと考えねばなるまい。またこれらの歌は香椎廟参拝後に「香椎浦」に立ち寄った際に詠まれたとあるが、香椎浦（香椎瀬）と香椎廟とがどのような関係にあるのかという点も考える必要がある。

かかる観点から、本稿は右の歌群の歴史的・地理的・宗教的背景を明らかにすることを目的とするものである。

二、大伴旅人らによる香椎廟参拝の年次

まず、やや些事に互るが、当該歌群の題詞「冬十一月」が何年の十一月であるかを確認しておこう。大伴旅人が大

宰府に赴任していたのは神亀五年（七二八）春ごろから天平二年（七三〇）十二月までの約三年間であるので、この何れかの年の十一月ということになる。また当該歌群前後の巻六の排列と題詞は次のようになっている。

「神亀元年甲子冬十月五日、幸于紀伊国時、…」（九一七～九一九）

「神亀二年乙丑夏五月、幸于芳野離宮時、…」（九二〇～九二二）

「冬十月、幸于難波宮時、…」（九二八～九三四）

「三年丙寅秋九月十五日、幸於播磨国印南野時、…」（九三五～九四二）

「四年丁卯春正月、勅諸王諸臣子等、散禁於授刀寮時、…」（九四八～九四九）

「五年戊辰、幸于難波宮時、…」（九五〇～九五三）

「冬十一月、大宰官人等、奉拝香椎廟訖退歸之時、…」（九五七～九五九）

「天平二年庚午、勅遣擢駿馬使大伴道足宿祢時、…」（九六二）

「冬十一月、大伴坂上郎女、発帥家上道、超筑前国宗形郡名見山之時、…」（九六三～九六四）

「冬十二月、大宰帥大伴卿上京時、…」（九六五～九六八）

「三年辛未、大納言大伴卿在寧樂家、…」（九六九～九七〇）

このように巻六は整然と年代順に並んでいる。当該歌群の「冬十一月」は年次記載を欠くが、題詞の規則性からすれば神亀五年の十一月ということになり、諸注も悉くそのように見ている。その場合天平元年（七二九）の歌は巻六に存在しないことになるが、位置だけで言うとき、当該歌群が天平元年十一月であったとしても排列に齟齬は生じない。問題となるのは小野老の動向である。従五位上の老は、天平二年正月十三日に開催された旅人主宰の梅花宴に「大宰少弐」（正五位上相当）として参加しており、この時の大宰大弐（従四位下相当）は従四位下の紀男人である。

従つて香椎廟参拝時の小野老が「大式」であつたはずはなく、九五八番歌題詞の記載が誤りであることは明らかである。この錯誤の原因は、天平九年（七三七）六月十一日の老の卒去記事に「大宰大式従四位下小野朝臣老」とあるように、老が後に大宰大式も歴任したことにある。ここだけ極官を記したとするのは万葉集の通例に合わないもので、これは単純な事実誤認であり、当該歌群の原資料が後人の記述であることを示している。「大式」ばかりでなく「各々懷ひを述べて」も正確性を欠く記述であるところを見ると、原資料に正確な年次記載があつたのかどうかも疑わしい。従つて卷六編者は神龜五年という確信のもと排列したとは断じ難く、「神龜五年または天平元年のどちらかの十一月」くらいのつもりで現行の位置に排列した可能性も考えられる。

老が天平元年から二年にかけて少式であつたことは確實だが、少式任官がいつであつたかが問題となる。老は、養老三年（七一九）正月に正六位上から従五位下に昇叙され、翌四年十月に右少弁（正五位下相当）に拔擢されている。そして神龜六年（天平元年）三月四日に従五位上に昇叙され、天平三年（七三二）正月に正五位下に昇叙されている。万葉集を見ると、神龜五年に石川足人が大宰少式から遷任したことが知られる（4—五四九—五五一）が、それが何月頃であつたのかは歌の表現からは窺えない。またそれと同じ頃のことかと思われるが、足人は都への望郷を主題として旅人と歌を贈答しており（6—九五五—九五六）、これが神龜五年の難波行幸歌群よりも後ろに排列されているので、足人が大宰府を離れたのが神龜五年の早い時期とは考えにくい。後に旅人が大宰府を離れたのも冬のことであつた。万葉集において小野老の活動時期が神龜五年を遡ることがないのに対し、石川足人が神龜五年後半まで大宰府にいたのだとすると、ちょうど交代時期が符合することになり、足人の後任が老であつたとするのが自然である¹。

なお巻四の足人遷任時の送別歌の少し後には、大宰大式丹比県守が民部卿に遷任する際に、大宰帥旅人が詠んだ送別歌（4—五五五）も並んでいる。県守は大式在職中の神龜六年（七二九）二月十一日、まさに長屋王事件の只中に

権参議に併任され、続く三月四日には小野老の昇叙と同じ時に正四位上から従三位に昇叙されてもいる。民部卿は正四位下相当なので従三位に対しては低い官職となるが、状況から見てこの時昇叙に伴って大宰大貳から民部卿へと遷任したと見るしかない。従って県守送別の歌は神亀六年春ごろの作となり、県守の後任が紀男人であったということになる。全く同時期のこの県守の事例を見ても、老の大宰少貳任官が三月の昇叙に連動する人事であった蓋然性はやはり高い。老が叙位を受けるために三月には確実に都にいたことを考え併せるなら、大宰少貳の官職は据え置かれたまま叙位のためだけに大宰府と都の間を二か月くらいかけて往復したというかなり無理のある不自然な想定をするよりも、神亀五年冬頃大宰府を離任した足人の後任として、翌年三月の昇叙とほぼ同時に老は少貳に任ぜられ、ちょうど同じ頃に大貳に任ぜられた紀男人と共に、同年夏四月頃に大宰府に着任したと見る方が無理がない。大宰少貳は定員二名であるため、足人遷任後に一名分がしばらく空席のままでさほど業務上の支障はなかったであろうし、また大宰府のような遠隔地の場合は移動に時間がかかるため、離任時や赴任時には月単位で空白期間が生じることは当然だとされていただろう。

これより後、天平三年正月に老は正五位下に昇叙される（旅人もこの時従二位に昇叙された）が、この叙位を機に大宰少貳から京官に転じたと推考される。というのは、その半年後の同年六月に正五位下の巨勢真人が大宰少貳に任じられており、その時機から見てこれが老の後任人事であったと見られるからである。とすれば後任の補充人事に半年ほどかかっていることになるが、それならば小野老の少貳赴任時も、前任者の離任から半年程度間が空いていてもおかしくはないことになる。おそらく遠隔の地である大宰府の官人の交代や補充には数か月単位の時間差を要することが当然だと考えられていたはずであって、それを交通網が整備された現代の時間感覚で律するわけにはいかない。老はその後天平五年（七三三）三月には正五位上、天平六年（七三四）正月には従四位下に昇叙されており、従四位

下叙位を機に大弔に任ぜられ、再び大宰府に赴任することになったと推考される。その間、天平三年以後六年までは複数の京官を歴任していたはずである。

重ねて附言すれば、神亀五年九月には皇太子基皇子が薨去し、それを契機として翌神亀六年二月には左大臣長屋王の謀反事件が起きている。三月四日の小野老や丹比県守らの昇叙は長屋王失脚の混乱が続く中でそれに連動して行われた緊急の人事であり、よりによって朝廷が激動している只中に、老が叙位を受けるためだけに悠然と大宰府と都とを往来していたというような状況は現実的に考えにくいのではないか。かくして小野老が大宰少弔として参加している「冬十一月」の香椎廟参拝は、石川足人が大宰少弔を務めていてちょうど交代時期に当たっていた神亀五年の出来事と見るよりも、確実に小野老が着任した後の天平元年十一月のことであったと考えた方が、あらゆる点で無理が少なくないと思われる。

この見方は通説に逆らうものではあるが、すでに林田正男氏も当該歌群の成立年次を天平元年の十一月とする考えを示している^⑤。氏が挙げる根拠は、第一に神亀五年の旅人は愛妻を亡くした失意から「同年内は私的な祝いや遊宴及び神社の参拝などはさけたのではあるまいか」というものであり、第二に天平元年八月に「諸国の天神地祇は、宜しく長官をして祭を致さしむべし」という詔が出されており、この指示が「旅人の参拝に呼応する」というものである。林田氏が挙げる第一の理由は感覚的印象に過ぎず具体性を欠くが、しかし旅人の作歌活動が活性化するのが天平元年十月以後であることもまた事実である。第二の理由に挙げた聖武の詔も年次の決定的な根拠とはし難いが、同じ八月の天平改元や光明子立后に連動する指示でもあり、また長屋王事件に端を発する壓魅呪咀の禁止（神亀六年四月）と表裏を成す指示でもあろうから、天平元年に地方国司の神社参拝が公的に強化されたという事実は、当該歌群の成立理由に示唆を与える。

卷六の題詞と排列の規則性からは当該の「冬十一月」を神亀五年と見るのが通説となっているが、しかしそれは題詞に年次記載が無いことだけを根拠としているという消極的な推論でしかないので確実とは言えず、原資料がそこまで厳密な記録であったかどうかは疑わしい。排列のみを根拠とする通説を絶対視せず、人物の動向や歴史的な状況を勘案するなら、これを天平元年の十一月のことと見た方が整合性は高まる。またそう見るならば、同じ集团的詠作である翌年一月の梅花宴への連続性がより見え易くなる。

三、「香椎廟」の位相と創建時期

次に、題詞に見える「香椎廟」について検討しておきたい。⁶ 香椎廟は後の官幣大社香椎宮であるが、「神社と申さずして、古書に廟とのみあること、他に例なきことなり」（『古事記伝』）と宣長が言うように、「廟」というのは神社として異例の呼称である。また宣長が「神名帳にも載らず」と言う通り、『延喜式』神名帳には「香椎廟」も「香椎宮」も記載されていない。つまり古代の香椎廟は正式には神社として位置づけられてはいなかったのである。しかし同じ『延喜式』の式部省式を見ると、「凡そ諸々の神宮司、并に檀日廟司は、六年を以て秩限と為せ」（式部上・神宮司条）とあり、香椎廟の司は神宮司と同等の立場に位置づけられていたことがわかるので、実質的には神社に準じた扱いを受けていたことが窺える。実際、『続日本紀』天平九年（七三七）四月一日条を見ると「使ひを伊勢神宮、大神社、筑紫の住吉・八幡の二社、及び香椎宮に遣はし、幣を奉る。以て新羅の無礼の状を告ぐ」とあって、香椎宮が大社と同等に朝廷の奉幣を受けていることも確かめられる。奉幣が行われていることからすると、やはり実質的には神社であったと見てよいであろう。

仙覚『万葉集註釈』に引かれる『筑前国風土記』逸文には、「筑紫国に到れば、先ず智襲宮に参調するを例とす」とあり、これを見ると香椎廟が筑前および筑紫全体の一宮的な位置にあったことが理解される。『金葉和歌集（三奏本）』には「香椎の宮」を詠んだ歌（雑歌上・五二二、神主大膳武忠）があるが、その詞書には「隆家卿、大宰師にふたびなりて後の度、香椎のみやしろにまゐりけるに」とあるので、大宰帥が赴任時に香椎廟を参拝するという『筑前国風土記』に記される慣例が長く遵守されていたことが窺える。各国国司が赴任時に神拝をする慣例と同じく、大宰府の官人や九州各国の国司らは、九州到着時にはまず香椎廟を参拝しなければならない決まりになっていた。臨時の勅使や防人らもその例外ではなかっただろう。当該歌群において豊前国の守である宇努男が大宰府官人らと共に参拝しているのも、香椎廟が九州全体にとってそれだけ重要な存在であったからである。また男人が「香椎満」を「往き還り常に我が見し」と歌っているのも、豊前国守にとって香椎廟の参拝が毎年慣例になっていたことを物語っている。すでに諸注に指摘があるように、豊前国庁から大宰府に通うのであれば香椎海岸を通る必然性がない。つまり「往き還り」とは大宰府との往還ではなく、香椎廟参拝のための往来であったと見るべきである。ということは、香椎廟参拝後に香椎海岸に出るのが既定の参拝次第になっていたことが明らかとなる。この時旅人一行が香椎海岸に出たのも、偶々かと思いつきとかではなく、祭儀の一環として定まっていた行動であったということになる。

職員令の大宰府の条には、大宰主神が「諸々の祭祀の事」を掌るべきことが定められ、また大宰帥も「神社」を掌るべきことが定められており、神祇祭祀が大宰府官人にとって重要な職務であったことが確かめられる。また『延喜式』民部省式の大宰府仕丁の条を見ると、大宰帥に三十人、大宰大式に二十人など、大宰府の官人に対する仕丁支給の定めがあり、その中に「香椎宮の守戸」にも仕丁を一烟（一戸）充てることが併せて定められている。これを見ると「香椎宮」には守戸が置かれているので天皇陵とも同一視されていたことが窺え、やはり「廟」＝墓所という認識

であったことがわかるが、同時にその管理が大宰府の職掌内であったこともこの条文から明らかとなる。『続日本紀』天平宝字三年（七五九）八月六日に「大宰帥三品船親王を香椎廟に遣はし、新羅を伐つべき状を奏せしむ」とあるのも、香椎廟が大宰府の管轄下にあったことを示すものであろう。大宰府は九州全土に対して管轄の権限と責任を有するので、香椎廟の管理が大宰府の職務であったことは当然と言え、香椎廟が天皇の「廟」として認識されていたのだとすれば、大宰府が管轄する寺社の中でも特に重要な位置を占めていたと見なければなるまい。大伴旅人が部下とともに香椎廟を参拝したのも、大宰帥としての公的な職務として行われたものであったことが確実である。

このように香椎廟は朝廷から重要視されていたが、その創建は諸資料を見る限りでは意外と新しく、聖武朝であつたらしい。社伝の『香椎宮編年記』には、養老七年（七二三）に香椎廟造宮について「大菩薩」の託宣があり、翌神亀元年（七二四）十二月に社殿が建立されたと伝えられている。また『八幡愚童訓』や『八幡宇佐宮御託宣集』にも香椎廟の造営が神亀元年であると記されている。これらの諸資料は年代がかなり降るものではあるが一致して神亀元年創建説を伝えて揺れがなく、それがきわめて具体的な年次であると同時に比較的新しい年次であることからすると誇張や捏造の気配は感じられず、また他に異説も見られないので、相応の信憑性が認められてよいだろう。香椎廟が聖武即位の年である神亀元年に創建されたのだとすると、旅人らの参拝はその数年後のことになるので、まだ出来て間もない真新しい廟宮を参拝に行ったということになる。そう考えると、旅人らの参拝は単なる慣例として行ったものではなく、香椎廟祭祀の確立過程に積極的に参与する行動であつた可能性がある。つまり、聖武朝という時代が何らかの理由で香椎廟という聖地を必要としたのであり、ちょうどその成立期に大宰府に派遣された大伴旅人には、香椎廟祭祀を確立し定着させるという任務が与えられていたのではないかということである。もしそうであるとすれ

ば当該歌群には、その表面上に現れている長閑さや気楽さとは裏腹に、聖武朝官人としての公的な責務の意識が貫かれていたことになる。

この点に関して興味深く思われるのは、塚口義信氏が香椎廟創建の契機に元正朝養老四年（七二〇）の隼人叛乱を挙げ、「隼人の反乱に際して、あるいは神功皇后の新羅（および熊襲）征討のことが想起され」たのではないかと述べていることである。⁽⁹⁾ 朝廷が神功皇后を回顧する機会としてはやはり対新羅関係の悪化が第一に考えられるが、新羅だけではなく隼人も含めた朝敵に対して前線たる九州の守りを固めるという意識が働いた可能性は否定できない。大伴旅人は養老四年の隼人叛乱に際して征隼人持節大將軍に任じられており、討伐の責任者となっている。この時の武功が、後に大宰帥に任ぜられる布石となったと考えられる。大宰府は最大の軍事拠点であり、その長官は武官の長である。そして香椎廟は神功皇后新羅征討の戦勝を象徴する軍事的色彩の強い宗教施設であり、その祭儀を一大軍事基地である大宰府が執り行うのは自然な発想であった。

なお諸注が指摘しているように、この時豊前守として旅人の参拝に同行していた宇努男人は、『政事要略』が引く「旧記」によれば、養老四年の隼人叛乱の際に「勅して豊前守宇努首男人を以て將軍と為さしめ、八幡大神に祈りて之を伐つ」という経歴を持つ人物である。『八幡宇佐宮御託宣集』にも同様の記事があり、旅人の部下として隼人討伐に軍功のあった人であることが知られる。ただし養老四年に豊前守であったというのは疑わしく、⁽¹⁰⁾ 後の官職を紛れて記したものであろう。おそらく男人はこの時隼人征討軍の將を任され、その武功によって後に豊前守に拔擢されたというのが実際の経緯であったと考えられる。大將軍旅人を大宰帥に据えたのと同じく、叛乱隼人を鎮圧してまだ間もない時期であるから、土地鑑のある従軍経験者で九州の守りを固めようとしたのではないか。そのような男人が旅人と共に香椎廟を参拝しているというのは、九州の国司であることに加えて、旅人と共に戦った隼人征圧の軍功も預

かつてのことと思われる。また豊前には宇佐八幡宮があり、男人の事績が八幡神の神威と結び付けて語られていることにも重要な意味があったはずである。天平九年の奉幣記事においても八幡宮と香椎廟とが並置されていたが、平安以後の六国史の記事を見ると、香椎廟が登場する記事のほとんどにおいて八幡宮と併記されている。なお『八幡宇佐宮御託宣集』や『宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起』には宇佐八幡の創建が神亀二年（七二五）となっており、『廿二社註式』や『諸社根元記』には神亀四年創建となっていて、香椎廟の創建時期にきわめて近接していることが注意される。こうした諸資料から推測するなら、香椎廟と宇佐八幡の関係は、神功皇后と胎中天皇応神との母子神を擬したものであったと見ることができる。このように香椎廟と宇佐八幡との間に密接な関係があることを考えれば、男人が度々香椎を訪れることがあったというのは、九州の一国司としてだけではなく、宇佐八幡のある豊前の国司としてその祭祀に關与していた^[1]関係によるものではないかと思われる。当該歌群時の参拝についても八幡神祭祀との関りがあって、特に参加し歌を詠む機会を与えられたという可能性も考えられよう。

四、「香椎廟」の機能と祭神

天平九年の香椎廟奉幣や、宝字三年の大宰帥による香椎廟参拝は、いずれも新羅との関係悪化や対新羅戦争の準備を契機として行われている。この点からすれば、香椎廟に祀られているのは新羅征討に無関係な（むしろ異を唱えた）仲哀天皇ではなく、征討軍を率いて新羅に勝利した神功皇后でなくては筋が通らない^[2]。「廟」を墓所の意と見るなら香椎宮で崩じたのは神功ではなく仲哀であるが、しかし仲哀の陵墓は畿内の「河内国長野陵」であると神功紀（二年十一月条）に記されるので、たとえ仲哀が祭神だとしても「廟」は墓所の意ではない。「廟」が漢土の思想に由来す

ることは明らかだが、その着想の源である孔子廟とか関帝廟を想起するなら、「廟」の場所がその人物の死歿地である必要はない。つまり香椎宮が仲哀崩御の地であることを以て、香椎廟の祭神を仲哀に比定することはできないというのである。少なくとも記紀の記述を素直に読む限りでは、仲哀は「神の教へに従はずして早く崩りましぬ」（神功紀）と評されたり、「この天の下は、汝の知らすべき国にあらず」（仲哀記）などと皇祖神から言われていたりして、記紀編述者の仲哀に対する敬意は全く感じられない。また仲哀紀には「強ちに熊襲を撃ち、え勝たずして還りき」（仲哀八年九月）と、仲哀が熊襲討伐に失敗したことまで記している。それに対して神功は、「吉備臣祖鴨別を遣はし、熊襲の国を撃たしむるに、未だ浹辰を経ずして、自づから服ひぬ」（神功摂政前紀）と、あっさりと熊襲討伐に成功する。こうした記紀の仲哀に対する否定的な書きぶり、それとは対照的な神功に対する讃美とを見るなら、外敵から朝廷を守護する香椎廟の祭神が誰であったかはもはや明白であろう。

なお『続日本後紀』承和八年（八四一）五月十二日の「神功皇后御陵に奉る宣命」を見ると、「山陵に奉り遣はしたる例の貢の物を闕け怠れるが崇りを見ゆと、香椎廟も同じき崇りを為し賜へりと、トに申せり」とあり、神功皇后陵と香椎廟が同列に置かれていることがわかる。これを見ても香椎廟の祭神が神功であることは疑う余地がない。そのつもりで見直すと、承和十年（八四三）十月十八日に「使ひを香椎廟に遣はし、幣を奉る。宝位無動・国家太平を為さしめむためなり」とあるが、同年四月一日には神功皇后陵で陵木が多数切られ、そのせいで「山陵の鳴くこと二度、其の声雷の如し。即ち、赤氣飄風の如く、離を指して飛び去る」という怪異があったと陵守から報告があり、また同月二十一日には長年に互って神功皇后陵と成務天皇陵を取り違えていたことに気づき、改めて神功陵に奉謝したといった失態が続いており、これらの無礼を詫びるために香椎廟にも奉幣したものと見られる。この事例からも、大和の神功皇后陵と筑前の香椎廟とが一体のものとして考えられていたことが窺える。

新羅征討に成功した神功皇后は日本国家の守護神であり、外敵を打ち負かすことのできる強い軍神であり、同時に応神を出産した母神でもあった。香椎廟の創建が聖武即位に連動している事実を重く見るなら、元正と聖武は親子ではないが、それを神功と応神の關係に擬えるという聯想が働いたとも考えられる¹³。聖武の実母宮子は皇族ではなく、かつ長らく精神を病んでもいたので、聖武は母性による庇護とは無縁に育った。応神の理知英明は神功の宗教的呪能に守護されることで可能になったとすれば、香椎廟祭祀の開始は、神功皇后が若き新王聖武を靈的かつ母性的に守護することを期待してのものであったと考えることができる。

先述の通り、対新羅關係が悪化すると香椎廟祭祀すなわち神功皇后祭祀が強化されるという傾向が認められる。しかし香椎廟祭祀の機会を見てゆくとその目的は日羅關係だけに限定されるのではなく、それをも含めた「宝位無動・国家大平」すなわち天皇権力と日本国家の安泰が祈願されており、天皇の代替わりに際して香椎廟に奉幣が行われた事例も多い。ここで注目すべき事例に、『日本後紀』弘仁元年（八一〇）十二月十六日条の「参議正四位下巨勢朝臣野足を八幡大神宮と櫛日廟とに遣はし、幣帛を奉る。乱を静む禱りに賽ゆ」がある。八幡宮と香椎廟に奉幣が行われているが、その目的は「乱を静む」に際して神助を得たことへの御礼だというのである。この「乱」とは、同年九月の薬子の変を指す。これは宮中の政変であり、皇室内部の諍いであったが、その平定にも香椎廟の加護を願ったというのである。この記事を見れば、外交や征討ではなくとも、国家が危機に瀕した時は香椎廟の神威に縋るという発想があったことが知られる。この記事が平安遷都直後のものであることを考えれば、香椎廟祭祀が始まった奈良時代においてもすでにこのような認識が共有されていた蓋然性は決して小さくないであろう。

神亀五年九月に皇太子基皇子が数え二歳で薨じており、聖武の精神的打撃は大きなものであったろうが、しかし廃朝は三日間に留まり、「太子は幼弱の為に喪礼を具へず」（『続日本紀』九月十九日条）とあるように大々的な葬礼は

行われなかったところを見ても、この皇太子薨去自体が国家的な危機であったとまでは言い難い。しかしその息子の死を長屋王の壓魅呪咀によるものだと思ひ込んだ聖武が、翌神亀六年二月に、自らとも同じ天武直系の子孫でもある時の左大臣を自殺にまで追い込んだことは、間違いなく朝廷が危機的状況に陥ったことを示している。壓魅呪咀を憎む聖武は、四月二日にこれを禁ずる勅を出しているが、その同じ日に、伊勢神宮の調の一部を神祇官中臣氏に与えるという優遇策も命じている。また同月五日には宗形鳥麻呂が宗像神社の「神斎に供奉すべき状」を奏上し、叙位と賜物に預かっている。さらに八月五日には天平改元が行われ、それに関連する措置として、諸大陵に奉幣すること、諸陵司を諸陵寮に昇格させて人員を増強することや、先にも触れた諸国国司が天神地祇祭祀を励行すべきこと、諸社の祝部の田租を一年免除することなどを命じており、山陵と神祇に対する祭祀が強化されている。聖武と言えば仏教による鎮護国家を薦めたことで知られ、去る神亀五年十二月にも護国經典を頒布したばかりだが、長屋王事件直後のこの時期は護国のために神祇祭祀強化の政策を推進していることが注目される。聖武は長屋王の呪詛とその処罰としての死を穢れと見做し、それを浄化禊祓する意図もあつたのだろうし、また猖獗する異端邪教に対抗すべく正統の祭祀を執行しようとする意図もあつたのだろう。そして八月十日には藤原光明子を皇后に立てるに至るが、この動きを藤原氏の専横という図式だけで解釈するのは表層的な見方であり、祥瑞改元や立后といった慶事を演出することで、朝廷の一大危機を変じて祝祭的なムードに反転させようとする狙いがあつたはずである。

嵯峨天皇が葉子の変の無事平定を香椎廟に報告している事例を見れば、長屋王事件の平定と、その後の改元や立后の成功を聖武天皇が香椎廟に報告していてもおかしくない。この年朝廷が香椎廟に奉幣したという記事は『続日本紀』には見られないが、大宰帥大伴旅人らの香椎廟参拝が聖武朝廷の意向を受けての公務であつた蓋然性は高い。当該歌群がある種の祝祭性を帯びているのを見ると、旅人が香椎廟を参拝した時期としては、皇太子薨去直後で宮廷に服喪

諒闇の雰囲気が続いていた神亀五年十一月よりも、改元や立後の祝祭気分が濃厚であった天平元年十一月の方がよりふさわしいのではないかと思われる。

五、香椎浦と志賀島の関係

さて、本稿が最も重視したい論点は、旅人らが香椎廟参拝の後、なぜ香椎浦に出たのかという素朴な疑問にある。これが偶々気紛れで行ったことではなかったことは、宇努男人が「往き還り常に我が見し香椎浦」と歌っていることから明らかであろう。香椎廟の地理的位置から見ても、香椎浦は香椎廟と一体のものとしてあったと考えられる。つまり香椎浦に出ることは、香椎廟祭祀の一環を成すものであり、神事の一部であったということになる。これを儀礼に関わる歌と見直すことによって、「袖さへ沾れて朝葉採みてむ」とか「玉藻茹りてな」といった「冬十一月」という時季には全くふさわしくない磯遊びの景がなぜ歌われたのかという理由も、ようやく明らかになるはずである。

旅人一行が参拝後に香椎浦に出たことについては、これまでの諸注を繙くと、金子『評釈』のように「参詣さへ済めばもう用なし、あとは一時的解放の自由行動だ」と述べて「香椎渇の遊賞」を目的とする行動と見たり、伊藤『釈注』のように「一行、浜辺でくつろぎ、興の赴くまま詠作したのであろうか」と述べて、旅人歌に「女性的な映像」を見たり、小野老歌が「『玉藻』に美しい女性を寓している」と見たりしている。つまり当該歌群を香椎廟参拝から解放された後の行楽気分で詠まれた遊興的宴席歌だと見ているわけである。慥かにわれわれ現代人が「訖はりて退り帰る時」とか「各々懐ひを述べて」といった題詞の記述を見ると、何となく私的で自由な雰囲気を感じ取ってしまいがちだが、しかしそのような読み方がすでに現代的な感覚に囚われていると言わねばなるまい。そもそも磯遊びをす

るのに旧暦十一月がふさわしい時季とは思えないし、寒風吹きつける厳冬の海岸で開放感を味わうことができたとも思えない。先にも述べた通り、香椎浦に出て海を見ることがも香椎廟の参拝および祭祀の一環として見るべきであって、これを現代的な行楽とか自由行動と同一視してはならないと思われる。夙に倉林正次氏が説くように、飲食を伴う直会や饗宴もまた祭儀の次第に含まれており、その構成要素の一部を成すものである。¹⁴ 饗宴はただの自由時間ではなく、神人交流の時間であり、神人共衆の祝祭的時間である。

「浜降り神事」と呼ばれる類の、海岸に出る神事は日本全国に広く見られる。海に近い地域では、海岸に出て遊ぶことは神事だと考えられていた。ただし「浜降り」「磯遊び」「磯祭り」などと呼ばれる神事は、その多くが春の祭り（三月三日または四月八日が多い）として行われており、十一月の当該歌群には合致しない。また「潮垢離」「潮掛け」「塩水祓」「浴塩水」などと呼ばれる海水による禊祓も全国に見られ、またこれに類する「神輿洗い神事」「海上（海中）渡御」といった神輿を海に入れる祭儀も広く見られるが、これらはみな海水による「清め」を目的とした行為であるため、本神事に先立って行われることを基本としている。海に出るといふ神事は多く見られるが、それは海水の持つ水と塩の浄化力に期待した儀礼であり、神事に参加する資格を得るための潔斎という順序として行われている。だが当該歌群の場合は参拝という神事を終えた後に海岸に出ているので、参拝のための禊祓とか潔斎が目的ではないことは明らかである。

神功皇后摂政前紀を見ると、「皇后、還りて檀日浦に詣で、髪を解き、海に臨みて曰く、『吾、神祇の教へを被り、皇祖の霊を頼み、滄き海を浮渉り、躬ら西を征たむと欲ふ。是を以て、今、頭を海の水に滌ぐ。若し験あらば、髪、自づから分れて両つに為れ』と。即ち海に入りて之を洗ふ。髪、自づからに分れき」といふ記事があり、神功は香椎浦で新羅征討の成否を問う占いを行っている。この記事からは、香椎浦もまた神功の聖蹟の一つとして認識されてい

たことがわかる。神功の毛髪による占いは海水を使って神意を問うているので、神判を下しているのは海神だと考えられる。この伝承の故地として香椎浜海上の小島に香椎宮の末社である御島神社が祀られており、その祭神はやはりワタツミである。旅人らが香椎廟参拝に続いて香椎浦に行ったのも神功のこの故事を念頭に置いてのことであり、参拝の次第に必ず入っていたのであろう。

当該歌群では海藻を刈ることが特に強調されているが、海岸での神事には海藻を刈る「和布刈神事」というものもある。出雲では一月五日、下関と門司では大晦日の夜に行われるので、十一月とは少し時期がずれるが、しかし嚴寒の時期に海藻を刈るという点には当該歌群との共通要素が認められる。また下関・門司は筑前の圏内であり、その社伝には神功皇后所縁の神事と伝えられているので、そこにも共通点が見られる。ここで旅人が「白妙の袖さへ沾れて」と歌うのは、海藻を刈ることが白衣を着ての神事として行われているということを表している。ただ、神事とはいえ旅人ら高官が冬の海で袖を濡らして海藻を刈るというのは現実的には考え難い。では実際に海藻を刈るのは誰かと考えてみれば、それは当然海人の仕事ということになる。「玉藻刈る」がおよそ官人らしからぬ振る舞いである以上、これは自らを海人に仮託しての表現と見るしかない。当該歌群がかかる仮託性や儀礼性を帯びたものだとするれば、「各々懷ひを述べて作る歌」という題詞の記述は事実認識が誤っているわけで、小野老を「大式」と記すが如き後人の臆断であろう。

旅先の官人が自らを海人に仮託する例ならば万葉歌に珍しくはないが、場の地理的・宗教的環境において、当該歌群では特に海人が重要な意味を担っていると考えられる。仲哀記・紀の記述では香椎宮からは海が臨めるように書かれており、また軍団を率いて新羅に船で渡った神功皇后が海と関りが深いのも自明のことであって、それゆえに香椎廟の例祭には海人が奉仕する慣例があった。『日本三代実録』貞観十八年（八七六）正月二十五日条を見ると、香椎

廟の春と秋の祭りに演奏される「風俗楽」の衣裳を新調したいという希望が二年前に大宰府から出されていたが、それをようやく太政官が受理したという記事が出ている。これを見ても香椎廟の祭祀が大宰府の所管であったことが知られるが、ここで注目しておくべきは、その記事中に「香椎廟宮の毎年の春秋の祭日に、志賀嶋の白水郎の男十人と女十人、風俗楽を奏す」とあることである。筑紫志賀島の白水郎（海人）は万葉集にも歌われ、当時有名な海人であったことが窺われるが、⁽¹⁷⁾かれらが香椎廟の祭礼に必ず参加していたというこの事実は、旅人の当該歌群の意味を考える上で看過し難い材料を提供する。また諸注が指摘するように、旅人らが十一月に参拝したというのは香椎廟の秋例祭の日に合わせてのことだと考えられるので、この時旅人一行は志賀の海人による風俗歌舞を直接見る機会があったはずである。

神功皇后と志賀島海人との関りについては、神功摂政前紀に「是に、吾瓮の海人、烏摩呂をして西の海に出ださしめ、『国ありや』と察さしむ。還りて曰く、『国見えず』と。又、磯鹿の海人、名草を遣はして覩しむ。数日、還りて曰く、『西北に山あり。雲を帯び横に廻る。蓋ぞ国あらざらめや』と」とあり、海人の中でも特に志賀島の海人が神功皇后の新羅征討に大きく貢献したという伝えになっている。また『釈日本紀』所引『筑前国風土記』逸文の「資珂嶋」条には、神功皇后が新羅遠征の際に志賀島に停泊し、火を入手したというエピソードも見える。これらの伝承は、志賀島の海人が神功皇后の武功の一端を担ったことを暗示しており、香椎廟と志賀島が祭祀を通じて繋がっている理由を説明している。

その志賀島には式内志賀海神社が鎮座する。⁽¹⁸⁾『延喜式』神名帳を見ると、筑前国糟屋郡の唯一の神社として「志加海神社 三座」の名が記されている。この三座というのはワタツミ三神であり、これは海人族の安曇氏が奉斎する神である。この糟屋郡には安曇郷もあり、安曇氏の本貫の地である可能性が高い。つまり香椎廟と志賀島の関係に

は、神功皇后と安曇氏の君臣関係が投影されているわけである。香椎廟の例祭に志賀海人が出演し土着の楽舞を披露することには、朝廷に対する安曇氏の服属儀礼という意味がある。記紀には新羅征討に最も功があった神として津守氏が奉斎する住吉三神（ツツノヲ三神）の名ばかりが挙げられているので、安曇氏としてはそれに対抗しうる言説を求める気持ちが強くあったはずである。

志賀島は博多湾の出入口を塞ぐような目立つ位置にある。しかも陸繋島で、「海の中道」と呼ばれる砂洲で香椎浦とも繋がっている。『筑前国風土記』逸文の資珂嶋条には「此の嶋と打昇浜とは近く相連り接きて、殆に同じき地と謂ふべし」とあるので、古くから陸繋島であったことが窺える。香椎は博多湾東のやや奥に位置し、砂洲伝いに行っても志賀島は近い。現在の香椎浜は目の前が埋め立てられ「アイランドシティ」のビル群が視界を遮るが、それでも志賀島は遠望できる。昭和三十二年（一九五七）に発表された松本清張『点と線』には、香椎海岸の「前面には『海の中道』が帯のように伸びて、その端に志賀島の山が海に浮び、…眺望のきれいなところである」とある。まして旅人が訪れた頃の香椎浦であれば志賀島ははっきりと眼前に見えたであろう。香椎浦から志賀島を見ることには、神功皇后の征討に功労があったワタツミ神を祀る志賀海神社を遙拝するという儀礼的意味があったはずである。旅人の「朝菜採みてむ」や老の「玉藻茹りてな」は海人の漁撈であるのだから、かれらが呼びかけた相手は府の官人ではなく志賀の海人であった。旅人らの歌には志賀島讃歌という真意が伏在していたのである。老歌の「時つ風吹くべくなりぬ」にも、香椎沖の志賀島から吹く神聖な風という讃意が籠められていたのであろう。

神功皇后を祀る香椎廟の参拝は天皇陵に対する拝礼と同様に厳粛に行われるべきものであって、その場は到底歌が詠めるような雰囲気ではなかったはずである。しかしその後の志賀島遙拝は場所を海岸に移して香椎廟参拝の直会として行われたものであり、対象が海神という気楽さも手伝って歌が詠まれた。直会は神の時空間から俗の時空間に復

するための儀礼であり、寛いだ歌にも見える旅人や老の詠も、海人の海藻収獲を題材としているという点に神事儀礼性がある。海藻は代表的な神饌の一つであり「海菜」と称される。志賀の海人が採取した海藻は志賀海神社と香椎廟に神饌として奉られたであろう。ここで旅人が海藻を「朝菜」と呼んでいるのは、「菜」が食用を意味することからすれば、神人共食の場である直会において香椎廟参拝者が神饌を食する儀礼が行われたことを意味している。現実には海藻はすでに収獲され一旦神に供えられているのに、歌の表現ではこれから海藻を採ると言うので、歌と現実では時間的順序が逆転しているようにも見える。だがこれは神に捧げる物の由来を説明するという神事歌謡の様式に則ったものであり、海人による神饌収獲の過程を追体験的に再現することが、神聖性の起源を循環的・反復的に再現する祭式の論理に適っているからだと考えられる。

六、むすび

ここまでの考察を簡潔にまとめれば、香椎廟は神功皇后を祀る靈廟であり、国家を危機から守る守護神として聖武の即位と同時に創建され、その管理は大宰府に委ねられた。また香椎廟に続いて宇佐八幡宮も創建され、豊前国司がその管理責任を負った。天平元年十一月に行われた大宰府官人らによる香椎廟参拝には、長屋王謀反の平定・天平改元・光明子立后などを朝廷の守護神たる神功皇后に報告する目的があった。その参拝後は、神功皇后を助け香椎廟の祭祀にも深く関与する志賀海神社と海神を遥拝すべく、香椎浦に旅人一行は出た。清浄な香椎海岸は参拝後の直会の場ともなり、そこで一行は志賀の海人と海神に呼びかけるべく歌を詠んだ、ということになる。

如上の考察から、大宰府官人による当該歌群の発想には香椎廟祭祀に連続する志賀島遥拝が深く関わっていたこと

が明らかになったと思われる。

註

(1) この見方はすでに北村進「長屋王の変と小野老」(『上代文学』50号、昭58・4)の採るところだが、しかし諸注が従うのは、佐藤美知子「旅人帥時代の少式たち」(『万葉集研究 第十二集』昭50・4)の説である。佐藤氏は、小野老の前任者を石川足人ではなく石川君子とし、交代時期を君子が従四位下に昇叙された神龜三年とする。しかしながら佐藤氏の説は、卷三・二四七番歌の題詞「石川大夫」に対する「今案ふるに、従四位下石川宮麻呂朝臣、慶雲年中に大式に任けらゆ。又、正五位下石川朝臣吉美侯、神龜年中に少式に任けらゆ。兩人の誰れか此の歌を作るを知らず」というあやふやな左注記事だけが唯一の根拠となっており、いかにも心許ない。同じ神龜年間に同じ石川氏の者が同じ大宰少式に任ぜられるというのはあまりに不自然であり、拙稿「長田王『筑紫水鳥歌群』の地政学」(『國學院大學紀要』58卷、令2・2)に述べた如く、この左注記事は石川足人と石川君子を混同していると考えられる。

(2) 神龜六年夏に小野老が「あをによし寧楽の京師は咲く花の薫ふが如く今盛りなり」(3—三二八)と詠んでいるのは、都から大宰府に来たばかりであることを意味している。なおこの歌が詠まれたのが長屋王事件の直後であることを思えば、これはただの平城京讃歌ではなく、禍を福に転ずる咒的な祝福歌と見るべきであろう(この点については別稿を予定している)。

(3) 佐藤氏注1論は、少弐の老が臨時の貢調使となり、神龜五年末から「三ヶ月以上数ヶ月は在京した」ため、

三月の叙位の際も「彼が折よく在京中のことであった」と推測するが、余りに空想的で無理のある仮説である。なおこの点については、拙稿「綿を詠む歌」(『上代文学研究論集』4号、令2・3)でも言及した。

- (4) 『新日本古典文学大系 続日本紀 二』二四六頁脚注五は「小野老は天平七年には大弐であり、引続き大宰府にあったと思われるから(天平勝宝六年二月丙戌条、ここの巨勢真人は粟田馬養(もしくは人)の後任か)」と述べて老の後任とは見ないが、天平元年以後度々昇叙されている老が一度も他の官職に就かず、ずっと大宰府に居続けたという想定は余りに不自然で無理がある。

- (5) 林田正男「万葉集卷五の論」『万葉集筑紫歌群の研究』(桜楓社・昭57)一五頁以下。

- (6) 香椎宮に関する基礎的な資料は、『香椎宮御由緒』(香椎宮社務所・昭58)や廣瀬正利『香椎宮史』(文献出版・平9)に集成される。また香椎廟の成立については、塚口義信「香椎廟の創建年代について」(『日本書紀研究 第十冊』昭52・12)、小島鉦作「香椎廟の香椎宮への移行とその莊園化」『神社の社会経済史的研究』(吉川弘文館・昭62)、鈴木一馨「山の信仰と風水」(『山岳修験』27号、平13・3)、井上正望「日本における神社宗廟観の形成」『日本古代天皇の変質』(塙書房・令4)、佐藤真人「人を神に祀る神社の起源」(『書物の時代の宗教』アジア遊学287、令5・9)などの論がある。以下の叙述はこれら諸文献に裨益されるところが少なくない。

- (7) この点は塚口氏注6論に指摘がある。

- (8) 渡瀬昌忠「大伴坂上郎女(序説)」『渡瀬昌忠著作集 第八巻』(おうふう・平15)は、「神龜年中の新大宰帥には新たに神功皇后・応神天皇の祭祀の任務が与えられた」と指摘し、旅人が老妻を筑紫に連れていったのも、香椎廟祭祀に関わる「嚴媛Ⅱ巫女として朝廷から公認されて派遣された」ものと見ている。

- (9) 塚口氏注6論。

(10) 諸注は男人が養老以来十年近く豊前守を務めたとするが、現実的ではない。「旧記」は後の官職を紛れて記したのであろう。

(11) 村山出『憂愁と苦惱 大伴旅人・山上憶良』（日本の作家2、新典社・昭58）は、男人が宇佐八幡宮の祭祀に関わったことを指摘し、「宇佐八幡宮の遷宮の任をはたして上京するにあたって、帥の旅人に報告し、香椎廟の大祭に参列した」と述べている。

(12) 香椎廟の祭神について古来仲哀説と神功説が対立していたことについては、注6の諸論を参照。

(13) 渡瀬氏注8論も「聖武天皇の即位は、神功伝説における応神天皇の新たな出現であったと言えなくもない」と述べている。

(14) 倉林正次『饗宴の研究（儀礼編）』（桜楓社・昭40）、『祭りの構造』（NHKブックス・昭50）など。

(15) 柳田國男『年中行事覚書』（修道社・昭30）。また以下の叙述には『日本民俗大辞典』の関連項目を参照した。

(16) 林田洋子「水辺の遊び」（『上代文学』32号、昭48・4）は、玉藻刈りは海辺の神事であり、天皇の生命を賦活させるための禊であると言う。またこれを承ける真下厚「赤裳裾引き行くは誰が妻」（福田晃編『日本文学の原風景』三弥井書店・平4）も海辺の遊びの神事性を言い、海藻が海神の支配する世界に由来する「常世の魂の籠るもの」だと指摘する。一方、月野文子「香椎廟奉拝時と宴席の恋歌」（『香椎潟』60号、令1・10）は、玉藻は女性の喩で当該歌群は「架空の恋」の歌だと言うが、論理に飛躍があり従えない。

(17) 志賀海人の風俗楽および香椎廟との関係については、渡瀬昌忠『山上憶良 志賀白水郎歌群論』（翰林書房・平6）に詳しく論じられている。

(18) 志賀海神社については、吉田扶希子「志賀海神社の祭りと信仰」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』

17号、令5・3)に詳しい。また志賀島と安曇氏については、大谷光男『金印再考』(雄山閣・平26)に詳しい。

(19) 卷十五の遣新羅使歌群中に「筑紫館に至りて本郷を遥かに望み悽愴して作る歌四首」という、往時は博多湾に面していたかと思われる筑紫館(鴻臚館)で詠まれた遣使望郷歌群があり、その四首中三首までもが志賀島を詠んでいるのは注目に値する。そのうち「之賀の海人の一日もおちず焼く塩の」(三六五二)と「思可の浦にいざりする海人」(三六五三)は志賀海人の漁撈を詠んでおり、当該歌群の発想にも近接する。また「可之布江に鶴なきわたる 之可の浦に沖つ白波立ちし来らしも」(三六五四)の「かしふ江」が香椎江であるとしたら、香椎浦と志賀島の呼应関係に一つの材料を提供することができる。

(20) 神楽歌の幣・杖・篠・鉾には神への捧げ物の由来を問う形式が見られ、また薦枕・磯良前・木綿作る・竈殿遊歌・酒殿歌などには神への捧げ物の収獲や生産の過程が歌われる。記紀歌謡にも酒楽歌など同様の様式が見出せる。神事歌謡に特徴的なこの様式を小野重朗『南島歌謡』(NHKブックス・昭52)は「生産叙事」と呼ぶ。